

モニタリング結果報告書

平成21年8月

モニタリングの対象となる施策目標	生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等により、生活衛生の向上、増進を図ること
------------------	--

1. 政策体系上の位置付け

基本目標 II	安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること
施策目標 5	生活衛生の向上・増進を図ること
施策目標 5-1	生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等により、生活衛生の向上、増進を図ること
個別目標 1	生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興を図ること
	(評価対象事務事業) ・標準営業約款普及啓発事業費
個別目標 2	建築衛生の改善及び向上等を図ること
	(評価対象事務事業) ・建築物環境衛生管理対策費
施策の概要(目的・根拠法令等)	
1 目的等 理容、美容、クリーニングをはじめとした生活衛生関係営業の振興策及び多数の者が使用・利用する建築物の衛生的環境の確保等により、公衆衛生の向上、増進を図り、もって利用者又は消費者の利益の擁護に資し、国民生活の安定に寄与することを目的とする。	
2 根拠法令等 ○生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和32年法律第164号) ○建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)等	
主管部局・課室	健康局生活衛生課
関係部局・課室	

2. 施策目標に係る指標等

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H16	H17	H18	H19	H20
1	振興計画の認定件数(単位:件数) (前年度以上/毎年度)	517 【99.6%】	517 【100%】	518 【100.2%】	518 【100%】	513 【99.0%】
2	標準営業約款登録施設数(単位:施設数) (前年度以上/毎年度)					
	・理容業	58,954 【99.3%】	51,230 【86.9%】	46,731 【91.2%】	45,998 【98.4%】	45,633 【99.2%】
	・美容業	25,783 【98.8%】	22,983 【89.1%】	21,050 【91.6%】	20,414 【97.0%】	20,323 【99.6%】
	・クリーニング業	4,614 【97.7%】	4,430 【96.0%】	4,198 【94.8%】	3,503 【83.4%】	3,811 【108.8%】
	・めん類飲食店営業	—	149 【—%】	269 【180.5%】	288 【107.1%】	317 【110.1%】

	・一般飲食店営業	—	157 【—%】	284 【180.9%】	317 【111.6%】	353 【111.4%】
3	建築物環境衛生管理基準への不適合率（単位：%）（—/—）					
	浮遊粉じんの量	1.9 【—%】	2.3 【—%】	2.1 【—%】	2.3 【—%】	2.5 【—%】
	一酸化炭素含有率	0.5 【—%】	0.7 【—%】	0.4 【—%】	0.4 【—%】	0.6 【—%】
	二酸化炭素含有率	10.6 【—%】	12.5 【—%】	13.8 【—%】	15.3 【—%】	17.5 【—%】
	温度	10.0 【—%】	11.4 【—%】	14.3 【—%】	14.2 【—%】	16.2 【—%】
	相対湿度	36.5 【—%】	38.8 【—%】	42.8 【—%】	42.5 【—%】	47.4 【—%】
	気流	1.2 【—%】	1.3 【—%】	1.7 【—%】	1.4 【—%】	1.7 【—%】
	ホルムアルデヒドの量	2.3 【—%】	3.9 【—%】	2.2 【—%】	1.9 【—%】	2.6 【—%】
	水質基準	0.4 【—%】	0.4 【—%】	1.4 【—%】	0.2 【—%】	0.6 【—%】
	残留塩素含有率	1.6 【—%】	1.8 【—%】	1.9 【—%】	2.0 【—%】	2.0 【—%】
<p>（調査名・資料出所、備考）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指標1は、健康局生活衛生課の調べによる（件数は累計値）。 ・ 指標2は、（財）全国生活衛生営業指導センター調べによる。めん類飲食店営業及び一般飲食店営業に係る標準営業約款は、平成17年11月から登録が開始されているため、平成16年度までの当該数値は存在しない。 ・ 指標3は平成19年まで健康局生活衛生課調べ、平成20年は「衛生行政報告例」による。 ・ 指標3の各指標は、都道府県等が建築物に立入検査をした際の、項目ごとの不適合率を示している。 ・ 各年度の欄の数値は、前年度（例：平成20年の場合は、平成19年4月～20年3月）の調査結果である。 <p>※振興計画：生活衛生関係営業の振興を計画的に推進して、公衆衛生の向上及び利用者の増進に資することを目的として5年おきに設定する振興指針に基づき、生活衛生同業組合又は生活衛生同業小組合が設定する計画。</p> <p>【参考】平成20年12月時点での組合数 生活衛生同業組合 576 生活衛生同業小組合 3</p> <p>※標準営業約款：サービス・商品の内容や品質に関する表示の適正化，施設等の表示の適正化及び損害賠償の実施の確保に関する事項を定めた約款。</p> <p>※建築物環境衛生管理基準：空気環境の調整、給水及び排水の管理、清掃、ねずみ、昆虫等の防除その他環境衛生上良好な状態を維持するのに必要な措置を定めた基準。</p>						

3. 個別目標に係る指標等

個別目標1						
生活衛生関係営業における衛生水準の確保及び振興を図ること						
個別目標に係る指標						
アウトプット指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
	H16	H17	H18	H19	H20	
1 振興計画の認定件数(単位:件数) (前年度以上/毎年度) ※施策目標に係る指標1と同じ。	517 【99.6%】	517 【100%】	518 【100.2%】	518 【100%】	513 【99.0%】	
2 標準営業約款登録施設数(単位:施設数) (前年度以上/毎年度)						
・理容業	58,954 【99.3%】	51,230 【86.9%】	46,731 【91.2%】	45,998 【98.4%】	45,633 【99.2%】	
・美容業	25,783 【98.8%】	22,983 【89.1%】	21,050 【91.6%】	20,414 【97.0%】	20,323 【99.6%】	
・クリーニング業	4,614 【97.7%】	4,430 【96.0%】	4,198 【94.8%】	3,503 【83.4%】	3,811 【108.8%】	
・めん類飲食店営業	—	149 【—%】	269 【180.5%】	288 【107.1%】	317 【110.1%】	
・一般飲食店営業	—	157 【—%】	284 【180.9%】	317 【111.6%】	353 【111.4%】	
※施策目標に係る指標2と同じ。						
(調査名・資料出所、備考)						
<ul style="list-style-type: none"> ・指標1は、健康局生活衛生課の調べによる。 ・指標2は、(財)全国生活衛生営業指導センター調べによる。めん類飲食店営業及び一般飲食店営業に係る標準営業約款は、平成17年11月から登録が開始されている。 						
<p>※振興計画：生活衛生関係営業の振興を計画的に推進して、公衆衛生の向上及び利用者の増進に資することを目的として設定する振興指針に基づき、生活衛生同業組合又は生活衛生同業小組合が設定する計画。</p> <p>【参考】平成20年12月時点での組合数</p> <p style="margin-left: 40px;">生活衛生同業組合 576</p> <p style="margin-left: 40px;">生活衛生同業小組合 3</p>						
※標準営業約款：サービス・商品の内容や品質に関する表示の適正化、施設等の表示の適正化及び損害賠償の実施の確保に関する事項を定めた約款。						
参考統計		H16	H17	H18	H19	H20
1	生活衛生同業組合の推移					
	・生活衛生同業組合	583	580	580	580	576
	・生活衛生同業小組合	3	3	3	3	3
2	生活衛生関係営業施設数の年次推移					
	・理容業	139,548	138,855	137,072	136,768	集計中
	・美容業	213,313	215,719	217,247	219,573	集計中
	・クリーニング業	150,753	147,395	143,657	140,823	集計中
	・飲食店営業	1,506,751	1,503,459	1,496,480	1,479,218	集計中
(調査名・資料出所、備考)						
<ul style="list-style-type: none"> ・参考統計1は、健康局生活衛生課の調べによる。 ・参考統計2は、厚生労働省大臣官房統計情報部「衛生行政報告例」による。飲食店営業には、一般飲食店営業及びめん類飲食店営業を含む。 ・指標2については、平成20年度の数値を現在集計中であり、22年3月に公表予定。 						
個別目標を達成するための事務事業(評価対象事務事業)の評価						
事務事業名	標準営業約款普及啓発推進事業					

平成20年度 予算額等	3百万円（補助割合：[国10/10][/][/]） 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ）				
平成20年度 決算額	3百万円				
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、 <u>公益法人</u> その他（ ）				
事業の概要・必要性（事業の目的、対象、事業内容、事業の必要性等）					
標準営業約款制度が昭和58年に発足したが、その普及率はいまだ低調であり、生活衛生同業組合・業者の理解、消費者側の認知度とも不十分な状況である。当該制度は利用者又は消費者の利益の擁護に資するための施策であり、本事業によって業者並びに消費者に対して、その普及と登録の促進を図るものである。					
政府決定・重要施策との関連性					
なし					
事業(予算)実績等	H16	H17	H18	H19	H20
予算推移（補正後） （百万円）	2	2	3	3	3
予算上事業数等					
①委員会実施回数 (回)	3	3	3	3	3
②広報媒体作成数 (枚)	38,155	38,155	57,255	57,255	57,255
事業実績数等					
①委員会実施回数 (回)	2	0	0	2	2
②広報媒体作成数 (枚)	○関係業界 に対する 周知(約 款しおりの作成・ 配布 (部)) 25,000 ○都道府県 指導セン ターに対 する周知 (説明会 開催 (回)) 1	○関係業界 に対する 周知等(約 款しおりの作成 ・配布 (部)) 141,000	○業者・消 費者に対 する周知 (普及チラ シの作成 ・配布 (部)) 132,000	○業者・消 費者に対 する周知 (周知用チ ラシ等の 作成・配 布(枚)) 8,094,500	○関係業界に 対する周知 等(報告書 等の作成・ 配布(部)) 10,150 ○関係業界・ 消費者に対 する周知 (連合会及 び消費者団 体等が発行 する機関誌 に掲載(団 体)) 14
(参考)	※以上の他、公益法人に対する(財)日本宝くじ協会助成事業による助成金において以下の枚数のポスターを作成している。 202,000	202,000	150,000	130,000	125,000
実施状況の評価と今後の課題（改善点については期限を示す。）					
生活衛生の向上及び増進を図るため、生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興は必要不可欠である。振興計画の認定件数についてはほぼ横ばいで推移していたが、平成20年度は原油価格高騰の影響等により、中小零細事業者が厳しい経営環境に置かれ、5つの組合自体が解散したため、その分減少している。生活衛生関係業者においては当該計画に基づいた営業施設の改善等により経営の近代化及び合理化が図られていると考えられ、これまで一定の措置が図られていると評価できる。					
また、標準営業約款登録施設数については微減の傾向にあるものの、これは昨今の消費者の嗜好の変化、原油価格高騰の影響等により、中小零細事業者が厳しい経営環境に置かれているため、本約款登録施設の廃業等が新規登録施設を上回っていることが原因と考えられる。一方、クリーニング業については、19年度的大幅減から増加、めん類飲食店営業、一般飲食店営業における登録施設については増加傾向が見られ、本約款に則した事業の取り組みが図られることで施設の衛生水準の維持向上が一層確実に進められるものであり、一定の措置が図られていると評価できる。					
しかしながら、生活衛生関係営業においては経営基盤が脆弱な中小零細企業が依然と					

して多く、景気の動向や消費者の嗜好の変化などの影響を受けやすいこともあり、経営の悪化等により衛生水準が損なわれることが懸念されるため、引き続き関係施策の推進が必要である。

個別目標2					
建築物衛生の改善及び向上等を図ること					
個別目標に係る指標					
アウトカム指標 (達成水準/達成時期)					
※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)					
	H16	H17	H18	H19	H20
1 建築物環境衛生管理基準への不適合率(単位:%)(-/-)					
浮遊粉じんの量	1.9 【-%】	2.3 【-%】	2.1 【-%】	2.3 【-%】	2.5 【-%】
一酸化炭素含有率	0.5 【-%】	0.7 【-%】	0.4 【-%】	0.4 【-%】	0.6 【-%】
二酸化炭素含有率	10.6 【-%】	12.5 【-%】	13.8 【-%】	15.3 【-%】	17.5 【-%】
温度	10.0 【-%】	11.4 【-%】	14.3 【-%】	14.2 【-%】	16.2 【-%】
相対湿度	36.5 【-%】	38.8 【-%】	42.8 【-%】	42.5 【-%】	47.4 【-%】
気流	1.2 【-%】	1.3 【-%】	1.7 【-%】	1.4 【-%】	1.7 【-%】
ホルムアルデヒドの量	1.3 【-%】	3.9 【-%】	2.2 【-%】	1.9 【-%】	2.6 【-%】
水質基準	0.4 【-%】	0.4 【-%】	1.4 【-%】	0.2 【-%】	0.6 【-%】
残留塩素含有率	1.6 【-%】	1.8 【-%】	1.9 【-%】	2.0 【-%】	2.0 【-%】
(調査名・資料出所、備考)					
<ul style="list-style-type: none"> 各指標は、都道府県等が建築物に立入検査をした際の、項目ごとの不適合率を示している。 各指標は、平成19年まで健康局生活衛生課調べ、平成20年は「衛生行政報告例」による。 各年度の欄の数値は、前年度(例:平成20年の場合は、平成19年4月~20年3月)の調査結果である。 					
個別目標を達成するための事務事業(評価対象事務事業)の評価					
事務事業名	建築物環境衛生対策				
平成20年度 予算額等	14百万円(補助割合:[国 /][/][/]) 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他()				
平成20年度 決算額	14百万円				
実施主体	本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他()				
事業の概要・必要性(事業の目的、対象、事業内容、事業の必要性等)					
建築物衛生法に基づく維持管理の基準や方法等について検討を行うとともに、都道府県等の建築物衛生法担当者への研修等を通じた指導及び建築物衛生管理技術者免状の管理を行っている。					
政府決定・重要施策との関連性					
事業(予算)実績等 予算推移(補正後) (百万円)	H16 21	H17 21	H18 23	H19 22	H20 13

予算上事業数等 研修会実施回数(回)	1	1	1	1	1
事業実績数等 研修会実施回数(回)	1	1	1	1	1
実施状況の評価と今後の課題(改善点については期限を示す。)					
<p>これまで建築物衛生法に基づく維持管理の基準の策定や具体的方法について示してきたところであり、また都道府県等の担当者向けの研修会等を通じ、正しい知識の浸透を図っており、関連情報を共有できていることが評価できる。一方、近年の省エネの推進等により、特に空気環境について建築物環境衛生管理基準の不適合率が増加傾向にあることから、引き続き知見の集積等に努めるとともに、都道府県等の立入検査等を通じた指導助言等の協力を得ながら、建築物における良好な環境を確保していく。</p>					